広報しもかわ
Public Relations Shimokawa
2
2025
令和7年
No.764

2 令和６年度予算執行状況
4 教えて！スマホ役場
5 消防署より
6 しもかわ財団の活動紹介　～つなぎ・ささえ・つくる～
8 お元気ですか保健師です
10 共育にゅーす
11 中学生の「税についての作文」名寄間税会会長賞など５名が入賞
12 知恵の環
16 まちの話題
17 上川北部消防事務組合から感謝状が贈呈されました ほか
18 暮らしのお知らせ
23 図書室だより ほか



1月11日　下川町はたちを祝うつどい　より



令和6年度予算　執行状況【12月末現在】

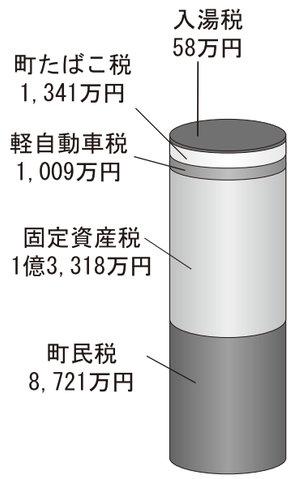
令和6年12月末現在の予算の執行状況をお知らせします。

一般会計予算現額　58億3,780万円

収入済額
40億3,570万円

収入率
69.1%

＜町税の内訳＞



※収入済額

歳入	予算額	収入済額	100%　50%
地方交付税	29億8,031万円	28億4,893万円(95.6%)	
国支出金	3億2,258万円	9,636万円(29.9%)	
町債	5億3,928万円	0万円(0.0%)	
道支出金	5億277万円	2億4,529万円(48.8%)	
町税	3億4,896万円	2億4,447万円(70.1%)	
財産収入	2億4,293万円	1億2,885万円(53.0%)	
地方譲与税等	2億2,819万円	1億6,677万円(73.1%)	
諸収入	2億3,038万円	1億771万円(46.8%)	
繰入金	1億6,568万円	0万円(0.0%)	
その他	2億7,672万円	1億9,732万円(71.3%)	

歳出	予算額	支出済額	50%　100%
給与費	8億3,273万円	6億5,130万円(78.2%)	
民生費	7億9,499万円	3億4,222万円(43.1%)	
農林業費	7億6,362万円	3億1,323万円(41.0%)	
総務費	5億4,438万円	1億9,739万円(36.3%)	
公債費	6億9,272万円	3億6,695万円(53.0%)	
土木費	6億1,398万円	2億9,343万円(47.8%)	
商工労働費	4億1,337万円	2億9,567万円(71.5%)	
衛生費	3億9,645万円	2億6,847万円(67.7%)	
教育費	5億6,832万円	2億3,967万円(42.2%)	
その他	2億1,724万円	1億5,593万円(71.8%)	

支出済額
31億2,426万円

支出率
53.5%

一般会計
（令和6年12月末現在）

○町債（借金）の状況
54億128万円

○基金（貯金）の状況
17億8,543万円

企業会計の状況

項目		病院事業会計		下水道事業会計		簡易水道事業会計	
		予算額	執行額	予算額	執行額	予算額	執行額
収益的収支	収入	5億6,362万円	3億7,907万円	2億2,899万円	8,948万円	1億8,123万円	1億4,519万円
	支出	5億9,587万円	3億6,299万円	2億1,988万円	5,000万円	1億8,483万円	5,873万円
資本的収支	収入	1,846万円	143万円	2,646万円	110万円	2億2,926万円	1,636万円
	支出	2,234万円	1,962万円	1億568万円	3,989万円	3億403万円	1,582万円

特別会計の状況

介護保険

〈介護保険事業〉
■予算額
4億8,425万円
■収入済額
2億6,384万円
（収入率54.5%）
■支出済額
2億8,109万円
（支出率58.0%）

〈介護サービス事業〉
■予算額
3億4,064万円
■収入済額
1億5,987万円
（収入率46.9%）
■支出済額
2億3,680万円
（支出率69.5%）

国民健康保険事業
■予算額
4億8,943万円
■収入済額
2億2,004万円
（収入率45.0%）
■支出済額
2億8,278万円
（支出率57.8%）

後期高齢者医療
■予算額
7,224万円
■収入済額
2,918万円
（収入率40.4%）
■支出済額
4,403万円
（支出率60.9%）

■お問い合わせ
総務企画課　行財政係
☎4－2511内線235
☆4－25110－1



教えて!スマホ役場 防災 避難所検索など の巻

Q　もしも災害が起きたら、どこへ避難すればいいの?

①



②



③



④



検索の起点となる
位置に設定してから
タップすべし！

⑤



検索範囲をタップすべし！



複数の避難所が表示されます。
避難先の「経路」をタップすべし！

⑥



道程が表示されます。
「開始」をタップすれば、目的
地まで案内してくれます。

「まさか」は突然やってきます。そうなる前に一度は利用すべし！

■お問い合わせ　総務企画課　情報係　☎4-2511 内線224

電気火災について



119

消防署より

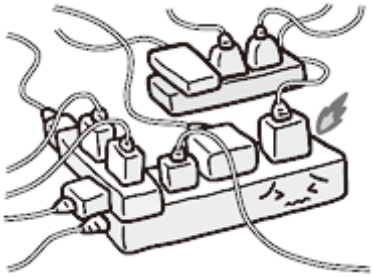
■お問い合わせ
下川消防署 ☎・☆4-2119

火災は季節や天候に関わらず、いつ、どこで発生するかわかりません。電気器具類による火災は毎年火災原因の上位を占めており、年々増加傾向にあります。生活を便利にする電気も、使い方を誤ると火災につながる恐れがあるため、電気製品の取扱説明書をよく読み、その性能や使い方を理解した上で正しく利用しましょう。

○電気火災を防ぐためにできること

・コンセントはホコリを清掃し不必要なプラグは抜きましょう。
・電気コードは強く折り曲げたり束ねたり重い物をのせないようにしましょう。
・たこ足配線はやめましょう。
・電子レンジは食品の加熱のしすぎで発火する可能性があるので注意しましょう。他にも油汚れにより発火する恐れがあるため、定期的に清掃しましょう。







※近年、火災原因として増加が著しいのが、モバイルバッテリー等の充電式電池です。水に濡れたり、落下等による大きな衝撃が加わることで発火することがあります。さらに暖房機器等で高温となったり、低温下で充電することで電池を損傷させ発火する可能性があるため、取扱説明書をしっかり確認し使用方法を守りましょう。

2024年　全出動件数

火災件数	1 件
救急出動件数	143 件
搬送人員	129 人
警戒出動件数	7 件
救助出動件数	3 件
特命出動	0 件
その他の出動件数	8 件

救急出動事故種別件数		搬送人員
交通	2 件	2 人
労働災害	7 件	7 人
一般負傷	16 件	15 人
自損行為	1 件	0 人
急病	68 件	61 人
転院搬送	43 件	43 人
その他	6 件	1 人
合計	143 件	129 人

しもかわ財団の活動紹介
～つなぎ・ささえ・つくる～

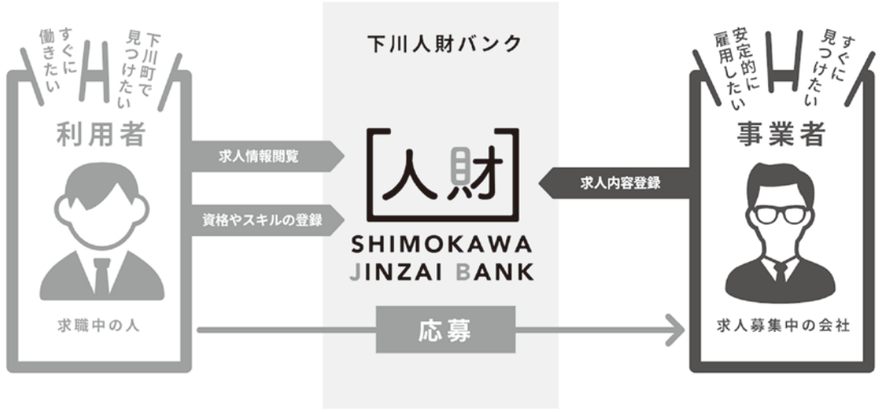
下川人財バンクの紹介

しもかわ財団の３つの行動指針の「つなぐ」の事業である地域人財バンク事業についてご紹介します。

しもかわ財団では、各産業における人財の確保を図るため、地元企業の求人者と求職者のマッチングを行うポータルサイト「下川人財バンク」の取組みを行っています。

「下川人財バンク」は、地域特化型の求人サイトで、気になる企業に対してＷＥＢサイト上からエントリーができるなど、情報収集から就職までを一元でサポートできる仕組みです。

次のＱＲコードから本サイトに入ることができますので、是非一度ご覧ください。



下川町の働き方に出会える
仕事と求人のマッチングサイト。

【現在の求人等登録数】
・求人登録事業者　73事業者
・求人登録件数　45件
・登録ユーザー数　257名

本サイトの利用にあたり、求人登録等は無料ですので、登録されていない事業者の方は是非「下川人財バンク」をご活用ください。

無料職業紹介事業

さらに、しもかわ財団では、町内で就業を希望する方向けの就職支援を目的として、厚生労働省から「無料職業紹介所」として許可を受け、あっせんなど職業紹介も実施しています。

ご希望の就業条件などを確認しながら、求人情報を紹介しますので、ご相談をお待ちしております。

■お問い合わせ
総務企画課企画調整係
☎4-2511　内線232　☆4-251102
しもかわ地域振興機構（通称：しもかわ財団）☎4-3511

しもかわ人名鑑
SHIMOKAWA-JIN MEIKAN

下川でのリアルな暮らしぶりを町内の方にお話ししていただく「しもかわ人名鑑」。昨年もたくさんの方々にご協力いただきました。今回は、これまで広報等にご紹介させていただいた方々を、改めて振り返ります。（順不同）

また、右のQRコードから、これまで紹介した人の記事を見ることができますので、是非ご覧ください。

押田（おしだ） すみえさん



下川町出身で、Uターン（一度地元を出て戻ってくること）をした押田さん。下川に帰って来てからは下川渓流太鼓の活動を始めました。

塘田（ともだ） 翔一（しょういち）さん



2022年11月に神戸から引っ越してきた塘田さん。町内で開催されるイベントや飲食店を、家族で楽しんでいます。

澁谷（しぶや） 麻斗（あさと）さん



澁谷さんは、地域おこし協力隊。ヒグマやアライグマ、エゾシカ、カラスによる被害の対応や調査を中心に行っています。

鬼頭（きとう） めぐみさん



2022年に埼玉から家族で引っ越してきた鬼頭さん。夫婦で「ゼロからイチを作る仕事をしたい」と、新規就農の研修制度や設備が整っている下川町を選びました。

小俣（おまた） 雪菜（ゆきな）さん



実家の山梨から下川町へ移住した小俣さん。町内のさまざまな仕事を兼業しながら、暮らしを楽しんでいます。

遠藤（えんどう） 和之（かずゆき）さん



下川町生まれで、子どもの頃はジャンプ選手を目指していた遠藤さん。現在は名寄市のスポーツ用品店「ミヤザキスポーツ」の社長をしています。

近藤（こんどう） 八郎（はちろう）さん



現在、町内にある「下川町ふるさと交流館」という施設で語り部をしている近藤さん。滝上町から家族で移住してきたばかりの頃から、下川町はなんでもできるおもしろい町だなと感じたそう。

中村（なかむら） 隆史（たかふみ）さん



起業型地域おこし協力隊「シモカワベアーズ」として移住した中村さん。2023年9月に直営店の「ビアスタンドエール」をオープンしました。

佐々木（ささき） 浩美（ひろみ）さん



養護教諭として働くかたわら「FunFunもりもりDance」というダンスチームを運営する佐々木さんは、移住前から下川町のことが大好きだったとのこと。

お元気ですか
保健師です

自分に合った飲酒を心がけましょう



■お問い合わせ
保健福祉課　保健係
総合福祉センター「ハピネス」
☎・☆4－3356

下川町民の飲酒状況は？

適正量以上の飲酒は、肝疾患やがんのみならず、高血圧・高血糖・高尿酸血症を促し、血管変化を引き起こし虚血性心疾患や脳血管疾患につながる可能性があります。生活習慣病のリスクを高める飲酒量は、「1日当たりの純アルコール量男性40ｇ以上（日本酒では約2合）、女性20ｇ以上（日本酒では約1合）」とされています。令和5年度の下川町の特定健診受診者の飲酒状況をみると、下川町の飲酒の頻度は北海道、国と比較して男性では時々、ほとんど飲まないと回答した人が多く、女性では毎日と回答した人が多くなっています（表1）。1日飲酒量では北海道、国と比較して男女とも飲酒習慣のある人では適正量以上の飲酒をしている人が多い結果でした（表2）。

表1：令和5年度特定健診質問票より飲酒の頻度

飲酒の頻度	性別	下川町	北海道	国
毎日	男性	31.8	36.4	41.6
	女性	13.2	11.9	12.3
時々	男性	29.5	28.5	23.8
	女性	24.7	26.3	22.7
ほとんど飲まない	男性	38.8	35.1	34.6
	女性	62.1	61.9	65.1

表2：令和5年度特定健診質問票より1日飲酒量

飲酒量	性別	下川町	北海道	国
1合未満	男性	30.5	42.8	45.7
	女性	53.9	74.3	81.2
1～2合	男性	42.7	33.0	33.4
	女性	30.3	18.2	14.2
2～3合	男性	20.7	18.4	15.9
	女性	14.5	5.9	3.4
3合以上	男性	6.1	5.7	4.9
	女性	1.3	1.5	0.9

飲酒による身体への影響は肝臓に現れやすい！

飲酒による影響は全身に現れますが、特に肝臓に高頻度で現れます。

アルコールは肝臓で分解・吸収され、中性脂肪などに変えられて、エネルギー源として身体の各細胞に送られます。分解できる純アルコール量には限度があり、個人差はありますが、男性で1日40ｇ、女性で1日20ｇとされています。分解できるアルコール量を超えて飲酒を続けることで肝臓をはじめ全身に悪影響が起こります。

アルコールを分解する酵素の働きの強弱は個人によって大きく異なり、分解できるアルコール量が少なく、少ないアルコールで身体への影響が出る人もいます。少量の飲酒でも顔が赤くなったり、動悸や吐き気がする人は、アルコールによる身体への影響を受けやすいと考えられます。

分解できるアルコール量を超え、継続的に飲酒することで、肝臓で生成した中性脂肪が肝臓内にたまるようになります。その状態を「脂肪肝」といいます。脂肪肝を放っておくと、肝臓の細胞が破壊と修復を繰り返し、肝臓の表面が硬くなる線維化という現象が起こります。更に、肝臓全体がごつごつと硬くなると肝硬変となります。肝硬変は肝臓がんへもつながっていきます（図1）。

アルコールを分解するため、お酒を飲んで寝ている間も肝臓は黙々と働いています。この肝臓を毎日連続して酷使しないよう、週に2～3日は休ませることが大切です。2～3日飲んで1日休む、という習慣をつくることが肝臓の修復には効果的です。

肝機能をチェックしてみましょう！

肝臓は「沈黙の臓器」と呼ばれ、ダメージを受けていても症状が出にくい臓器です。肝臓の状態は血液検査で確認することができます。飲酒習慣のある人は、健診結果や病院の定期受診結果等を確認し表3を参考に肝臓の状態をチェックしてみてください。自身の肝臓の状態から、自分に合った飲酒習慣を調整していきましょう。

図1：アルコールが及ぼす肝臓への影響

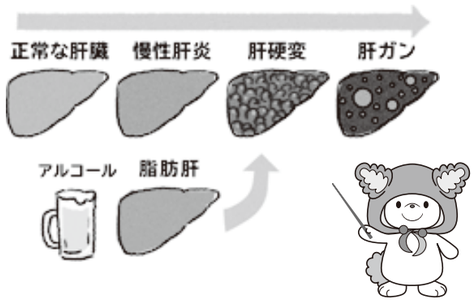


表3：肝機能の基準値

検査項目	基準値
AST(GOT)	30 IU/L 以下
ALT(GPT)	30 IU/L 以下
γ-GT(γ-GTP)	50 IU/L 以下

参考：純アルコール20g(お酒の種類別)

ビール(5%)	500ml(1缶)
日本酒(15%)	180ml(1合)
チューハイ(7%)	350ml(1缶)
ワイン(12%)	200ml(グラス2杯程度)
焼酎(25%)	100ml(グラス1/2杯)
ウイスキー(40%)	60ml(シングル2杯)

自身の飲酒ではどのくらいのアルコールを摂取しているのでしょうか？

お酒に含まれる純アルコール量はお酒の種類によって違いがあります。

飲酒チェックツール「SNAPPY PANDA」

飲んだお酒の種類や量を選ぶと純アルコール量や分解にかかる時間が計測できます。

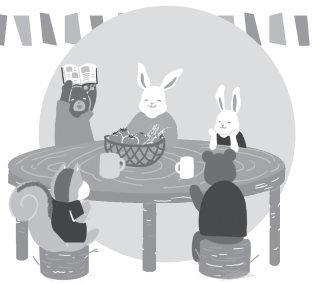
健康に配慮した飲酒のポイント

- 自らの飲酒状況（純アルコール量や飲酒の頻度）を把握する
- あらかじめ量を決めて飲酒する
- 飲酒前、飲酒中に食事をとる（血中のアルコール濃度を上がりにくくし、お酒に酔いにくくする効果があります。）
- 飲酒の合間に水やお茶を飲み、アルコールをゆっくり分解・吸収できるようにする
- 2～3日に1回休肝日を設ける

アルコールが身体に与える影響には個人差があるため、自分の適正量を知り、身体に負担のかからない飲み方をし、健康に過ごしていただきたいと考えています。お酒を飲むことが楽しみやストレス解消となっている人、付き合いで飲む人など様々だと思います。お酒の種類の組み合わせにより、純アルコール量を抑えることもできます。

飲酒のこと、その他身体に関することで気になることがある人は総合福祉センター「ハピネス」の保健師までご相談ください。

共育にゅーす



12/23　中3総合　まちづくり提言@下川町議会

下川中学校3年生が「総合的な学習の時間」で、下川町のよりよいまちづくりについて探究し、議場にて提言発表会を行いました。6つのチームが、各々テーマを設定、他の町の事例を調査したり、校内でアンケートを実施したりしました。また実際にそのテーマに取り組む地域の大人にもインタビューや見学などを行いました。中間発表では発表資料の作り方や話し方などのアドバイスも受け、最終発表に臨みました。C班は、実際に2月にアイスキャンドルミュージアムで、うどんの出店を予定しています。

A 班	フォレストアドベンチャーを下川町につくる
B 班	明るい下川町を目指して～ゲーム大会を通して子どもたちや未来世代の笑顔を作り出す～
C 班	アイスキャンドルミュージアムを盛り上げたい
D 班	特産物をつくりたい
E 班	キャンプ場をつくりたい
F 班	寿さんを有効活用して幅広い年代が集まれる場をつくる

ご協力いただいた地域の皆様
（敬称略、五十音順）

麻生 翼　斉藤 千香子　園部 峻久
澁谷 麻斗　杉田 鈴子　高松 峰成
立花 祐美子　田中 由紀子
森 俊輔　山本 大三

講　評

フォレストアドベンチャーの企画は、よく考えられていて感心しました。下川の森林は経済林がほとんどなので、森を身近に感じにくい所があると思い、なるほどという提案でした。

関係人口を増やすことは下川町にとって重要ですね。キャンプ場の提案は、ダイナミックながら、小さく初めて大きくしていくという発想とてもいいと思います。

しっかり調べられていて、実現可能なものがたくさんあり、感激しました。若い人たちの発想をまちづくりにしっかり活かしていきたいと思います。大人だけではできないので、皆さんが今からでも、そして大人になっても、今日発表したことを結び付けて行動してほしいと思います。







■お問い合わせ　教育委員会　☎４－２５１１内線５１７　☆４－２５１１１１

税についての作文
名寄間税会会長賞など5名が入賞

国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が主催する、中学生の「税についての作文」について下川町も共催し募集を行いました。これは、将来を担う中学生の皆さんが身近に感じた税に関すること、学校で学んだ税に関すること、テレビや新聞などで知った税の話などを題材とした作文を書くことで、税についての関心を持ち、正しい理解を深めていただくことを趣旨として行われているものです。

本町からは、下川中学校3年生21人の応募があり、次の優秀作6作を選考し、表彰及び記念品の贈呈を行いました。

名寄間税会会長賞
荻原　はるか　さん

下川町優秀賞
大池　こころ　さん
折原　さくら　さん
平田　健人　さん
平田　悠人　さん
藤原　愉　さん



また、租税教育推進校等表彰があり、下川中学校が国税庁長官感謝状を受賞し、名寄税務署野口署長から越湖校長に授与されました。

名寄間税会会長賞
「税金がなかったら」



下川中学校三年
荻原　はるか

私は今、北海道の寮で暮らしている。お小遣いは月一万円。お菓子や飲み物、その他必要なものを買うために使う。本来百円のものでも、消費税が必ずかかるため、八～十円高くなってしまう。もし消費税がなければ、もう少し買えるものが増えるのに、とよく思う。そこで、税金がないとどんなことが起きるのか、調べてみた。

まず、身近だと、私たち学生に勉強を教える先生がいなくなる、町中がゴミだらけになる、犯罪が増え、国の治安が悪くなるなどだ。学校の先生やごみ収集作業員（公務員）の給料は、国民の税金から支払われているため、働く人がいなくなってしまう。警察官もその中に入る。

次に、自分の家で火事が起きた時に火を消すお金などを払わなければいけなくなるため、自身が助かっても、多額の請求をされることになる。

また、十三年前に起きた東日本大震災で、多くの建物や道路が壊れた。そこから、十三年間、二千二十四年現在も復興に向けて再築している。その再築のためのお金も、被害にあった人への支援のお金も、税金が多くかかわっていると思うと、頭が上がらない存在だと感じた。

最近、少子高齢化で増えてきている、老人の方。その人たちを支援する年金や介護費も税金だと分かった。少子高齢化は長年続いている問題なので今後も税金が多くかかわるのではないかと思う。

また、大体どの場所にもある、公共施設（公園など）や、そのなかで使われている公共サービス（トイレ、自動販売機、ネットなど）を提供するためにも、税金が必ず必要だと知り、税金は偉大だなと感じた。

調べていると情報がたくさん出てくるので税金の使われ方について長い文になってしまったが、他にもたくさんの場面で使われているので、やっぱり税金は必要なのだと実感した。商品や消費についてくる無駄なお金ではなく、ちゃんとした意味がある大事なものだと分かった。今後町中で、税金が使われていそうなところや、他の税金の使われ方も、調べていこうと思う。また最近では、「増税」や「たばこ税」なんかの言葉も、たまに聞くのでそれについても調べてみようと思う。

知恵の環（わ）

提出方法
●提出用紙を投函（行政情報コーナーの役場1階、ハピネス、公民館に設置しております。）
●手紙を投函（総務企画課宛に郵送ください）
●ファックス送信
●HP内インターネット版
https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/section/2020/03/chienowa.html
●スマホ役場（LINE）

寄せられたご意見について、ご本人に直接回答するほか、承諾いただいた場合は、ご意見とその対応（回答）を広報紙に掲載しています。

■お問い合わせ
総務企画課 企画調整係
☎4−2511
内線225
☆4−2511102

Q 表敬訪問について

２０２３年９月に次女が全道優勝し、10月に長女の全国出場が決まり、表敬訪問しませんか？と声をかけられました。その場で快諾し可能日を伝えたものの、音沙汰ありません。

１月にも次女が別の大会で全道優勝しました。１月にスキージャンプの表敬訪問の様子を新聞で知り、自分たちの競技は全く応援されていないんだねと子ども達は大変傷ついていました。もう１度こちらから日程調整をお願いし、全てまとめて２月に表敬訪問になりました。表敬訪問の際も、関心を持って質問されることもなく気まずい間がありました。子ども達ともう表敬訪問はしなくてもいいねと話しました。

子ども達を平等に応援しているとの返答がありました。それなら大会の開催順通りに競技の分け隔てなく扱える表敬訪問のシステムの構築をお願いします。

（三浦そのみさん）

A ご意見を頂きありがとうございます。

表敬訪問につきましては、実施を希望される方とされない方がいること、競技の結果や上位大会等への出場決定を町が知るタイミングが選手等からの報告に依ること、町長スケジュールと調整のうえ行う必要があることなどから開催順通りに実施するシステムの構築は難しく、お話を頂いたのちに担当者が日程調整を行い実施することとしております。

今後は事務の遅れがないよう速やかに実施していきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

（教育委員会教育課）

Q2 各種大会等への教育委員会職員の同行について

長女が、38万人の参加者の中から全国大会まで勝ち抜いた少年の主張２０２３は、主催者から本人と同行者１名の全額交通費が支払われるため町の支援金は利用していません。上川地区大会は役場の車で旭川まで本人のみ送迎していただきました。全道大会は本人と教育委員会職員の同行分を主催者が負担し母は自費で同行しました。全国大会は母が同行しました。

町の予算については、すべて議会の承認を得て決められており、年度の途中で必要になった予算は「補正予算」として改めて議会に諮り決められているところです。ご記載の全国大会への職員や教員等の同行につきましては、大会の格に依らず、学校行事として行うか、引率として必要であるか等を総合的に判断し、対応することとしております。

今後につきましては、個別の事例に対し、町や学校としてどのような支援ができるかを検討して参りますので、ご理解のほどお願いいたします。

（教育委員会教育課）

Q3 各種大会等への教職員の同行について

長女が旭川で行われる英語の弁論大会に出場した際、毎年英語の先生が同行し励ましてくれました。しかし、先生は自費で自分の休みを使って来てくれていたことを後になって知り、教育長にせめて一部補助が出ないかお願いしました。改善されぬまま、札幌の全道大会にも先生はサプライズで来てくれました。

さらに、今年、次女が同じ大会に出場した時も、次女の英語担当ではないのにかけつけてくれました。どれだけ安心感があったことか、ここで改めて感謝いたします。ありがとうございました。この大会も、教員が同行しないのは下川町だけでした。先生の都合もあり、強制しないでも善意でかけつけてくれた場合には公休扱いにするとか交通費を補助して子ども達のやる気や安心感を支えてほしいと願います。

（三浦そのみさん）

A3 ご意見を頂きありがとうございます。

大会への教職員の自主的な参加のことにつきましては、記載の英語の弁論大会が学校として参加者をとりまとめるものではなく、個人参加によるものであったことから、業務として取り扱うことができず、公休や交通費補助等の対象とならなかったものです。

今後につきましても、教職員の働き方改革推進の流れ等を加味し、個人参加のものにつきましては対象外となりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

（教育委員会教育課）



Q4 交通ルールの順守について

コロナ禍に一輪車上級者である子が保護者と歩道でメット着用で一輪車に乗っていたところ名指しで小学校に通報がありました。下川町は過去にキックボードでの死亡事故があったため、子供達の公道でのキックボード類の利用を禁止していると小学校から説明を受けました。下川ルールをその時に初めて知り、公園でのみの使用に切り替えました。

確かに、毎年キックボードでの死亡事故が発生しており運転者としても危なく感じます。

しかし周知が進んでおらず教育委員会でさえ把握していませんでした。このルールを知っている子と知らない子の間のイザコザも見かけました。

我が子が競技服を着て歩く時は特に、競技の評判を落とすからいつも以上に交通ルールを守るよう指導してきました。

先日、他の競技者とわかる格好の若者が信号無視で自宅学習時間に国道をスケボーに乗っていました。

下川のスポーツ競技者は、下川の、そしてその競技の顔であること、キックボード系の危険性と交通ルールを守ることとの周知の徹底をお願い致します。

A4 ご意見を頂きありがとうございます。

キックボード類の安全への取り組みとしては、キックボードの普及に合わせ、数年前より夏休み前の配布物上での注意喚起を行っています。また、キックボード類の公道での使用禁止は道交法による、「下川ルール」として定めているものではなく、そのような名称のルールについても設けておりません。また、下川町におけるキックボード使用での死亡事故の例はありません。

交通ルールを守ることは、競技者であるか否かに依らず必要ですので、今後ともキックボード類の使用についての注意喚起を含め、交通ルールの順守について周知して参りますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

（教育委員会教育課）



Q5 プールの管理について

プールでの子供達の安全のため以下の心配事を教育委員会にその都度相談させていただきました。

○女性監視員の監視中にイビキをかきながらの居眠り
→過酷な暑さのため健康状態を心配しました。その数日後、監視中に倒れ救急車で運ばれています。

○男性監視員の女性更衣室への携帯電話の持ち込み

○監視中の私的携帯通話

○プール全体にひろがるほどの監視員からのタバコ臭

○6歳児遊泳中の監視員の長期不在

○針が落ちていることを報告
→監視員は拾わない

○監視員にゴミを取ってとお願いする
→オラ知らねーと男性監視員Aが答える

○管理者が利用者である私に教育委員会の悪口を言う

○管理者の不安を煽る発言をする
例　男性監視員Aは女好きで、若いお母さんが来ると近寄っていく

例　男性監視員A、アイツはサボってばかりなんだ

○来場者の名前を監視中にネットで検索して利用者に流す

○今年9月に女児2名に対し男性監視員Aが何度も胸元を覗き込む様子を目撃

全ての案件に対し、迅速に対応いただき感謝いたします。管理者に対しての指導の他、覗けるようになっていた女子更衣室に覗き見防止の板を設置し、本来ついているはずが取り外されていたカーテンを再設置していただきました。監視強化のため、繁忙期には3人の配置にしていただきました。子供の安全に関わるため、今後も迅速に対応いただけますか？

A5 ご意見を頂きありがとうございます。

頂いたご相談に関しましては、利用者の安心、安全のため、すべて指定管理および相談者双方から聞き取りをし、事実確認および対応を行っております。

1番目の女性監視員の業務中の昏倒については業務改善の指示を行っております。

2番目以降の男性監視員等の行動につきましては、事実であると認められませんでしたが、利用者へ誤解を与えないよう注意するよう通知をしているところです。

今後も、安心してプールをご利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

（教育委員会教育課）

Q6 高校生への補助について

下川町から、名寄高校へ通っている生徒への高校一年時の補助金の1年間の合計額、名寄市内から下川商業へ通っている生徒の同じく補助金の検定料金も含めての平均額を教えて下さい。

A6 ご意見を頂きありがとうございます。

下川町から名寄高校へ通っている生徒への補助金は、該当する制度がありません。

名寄市内から下川商業高校へ通う生徒の補助金については、複数の制度があり、対象が異なることから、制度ごとにお答えします。

まず、入学準備金ですが、こちらは入学時の全学生が対象であり、１２０，０００円となっています。

次に、通学費補助金ですが、こちらは片道10㎞以上の通学者に通学費の2分の1の助成を行うもので、一人当たりの年間平均額は８４，６９４円となっています。

次に、検定料の補助ですが、この補助は下川商業高等学校振興協議会負担金の中で負担しており対象は全学生であること、検定は複数あり生徒によって受ける検定の種類が違うことなどから、一概に比較することはできませんが、年間実績額は全体で５００，２００円（令和５年度実績）となっています。

（教育委員会教育課）



全道ノルディックスキー大会

12月28日　下川スキー場

第４０回目となる今回の大会も全国各地より小学生から社会人までの幅広い世代の選手が参加しました。天候にも恵まれた中、クロスカントリー競技、ジャンプ競技、コンバインド競技の３種目が行われ、参加した選手は白熱した戦いを繰り広げていました。



あけぼの園･認定こども園交流会

12月18日　あけぼの園

あけぼの園入所者、デイサービスセンター利用者、生活支援ハウス入居者に生きがいや楽しみを持っていただき、心身のリフレッシュと活力増進を図ることを目的に、認定こども園「こどものもり」の３歳から５歳までの園児との交流会が開かれ、園児による歌や劇が披露されました。



はたちを祝うつどい

1月11日　バスターミナル

今年は二十歳の節目を迎えた１６人が参加しました。式では一人ひとりの紹介から始まり、「下川渓流太鼓」や「上名寄郷土芸能」が披露され、地元文化による二十歳へのお祝いが行われました。全員が社会人としての自覚を深めるとともに、友人や親族と二十歳を迎えた喜びを分かち合いました。



新春町民書き初め大会

1月11日　公民館

日本の新年を祝う慣例行事でもある新春町民書き初め大会が行われました。参加者は親御さんなどに教えてもらいながら、丁寧に力強く、心を込めて筆を運ばせていました。



上川北部消防事務組合から感謝状が贈呈されました



下川小学校２年生の長澤　音さん、半田　翼さん、平野巴菜さん、近江玲花さん、熊迫たからさんの５人は、９月３日の放課後、路上に倒れている高齢者を発見し、近づくと頭部から出血があったため、救急車を要請する必要があると判断して、付近にいた大人に事情を説明して救急車の要請をお願いしました。

早期の１１９番通報に繋がり、傷病者の予後に大きく寄与した功績が認められ、上川北部消防事務組合から感謝状が贈呈されました。

（当日、平野巴菜さん、熊迫たからさんは欠席）

弁護士による巡回無料法律相談

弁護士が身近にいないため法律問題のアドバイスが受けられず、貰えるものが貰えなかったり、払わなくていいものを払ってしまったりするなど、守られるべき権利が守られていない事態が起きないよう、町内で無料法律相談を開催します。

相談には、旭川弁護士会所属の弁護士法人道北法律事務所名寄事務所の弁護士が対応いたします。

秘密は厳守されますので、この機会にぜひご相談、ご利用ください。

※相談は、お一人様、３０分とさせていただきます。相談に際しては、予約のみとさせていただきますので、事前の申し込みをお願いいたします。予約状況によっては、ご希望時間に添えないこともありますので、ご了承ください。
※事前予約につきましては、前日の１７日(月)午前中まで予約可能です。

■日　　時　２月１８日(火)１３時１５分～１７時５分
■場　　所　公民館３階Ａ会議室
■相談担当　笠原　裕治　弁護士
■主　　催　旭川弁護士会
■共　　催　下川町
■申 込 先　町民生活課　生活環境係　☎４－２５１１内線１１２・１１８



暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

税のお知らせ

令和6年分確定申告 令和7年度分住民税申告が始まります

町では、公民館で、次の申告の受付を行いますので、期限内に申告をしてください。

【所得税及び復興特別所得税確定申告】

2月17日（月）～3月17日（月）（土・日・祝日除く。）午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

※最終日3月17日（月）の受付は正午まで

▼申告が必要な人

次ページのフローチャートを参照ください。

（申告が不要な人の説明も一部記載。）

▼申告に必要なもの

①給与・年金の源泉徴収票（原本）、報酬・料金等の支払調書（写）等

②営業所得等がある場合は収支計算書及び仕入、売上、必要経費等の明細書等

（※青色申告の人は、直接税務署へ申告をしてください。また、土地・建物、株式などを売った人の譲渡所得の申告についても同様です。）

③生命保険、地震保険、平成18年以前契約の長期損害保険等の控除証明書

④医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書及び一定の取組の証明書類等

⑤社会保険料、国民健康保険税等領収書、国民年金保険料等の控除証明書等

⑥身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険による65歳以上の要介護認定者等に対する障害者控除対象者認定書等

⑦所得税等の還付申告の場合は振込先口座のわかるもの、納める申告の場合は口座使用印鑑

⑧マイナンバー（個人番号）の記載・番号確認書類＋本人確認書類など

申告期限の終期が所得税等の納期限です。納付が遅れた場合や残高不足等により口座振替ができなかった場合には、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付する必要がありますので、ご注意ください。

【住民税（個人の町・道民税）申告】

所得税等の確定申告と併せて、令和7年1月1日現在、下川町に住所のあった人を対象に、住民税の申告の受付を行います。

▼申告が必要な人

次ページのフローチャートをご参照の上、申告が必要な人は、関係書類（【所得税等確定申告参照】）を持参の上、期限内に申告をしてください。

▼申告が不要な人

①税務署に所得税等の確定申告書を提出する人

②給与収入のみで勤務先から給与支払報告書が町に提出されている人

③公的年金等の収入のみで日本年金機構等から公的年金等支払報告書が町に提出されている人

（※②又は③の人で、扶養控除等の修正等が必要な人や、各種控除を受けたい人は申告が必要です。）

④合計所得金額が、次ページのフローチャートの「個人の町・道民税の非課税限度額」以下の人



個人の町・道民税の申告フローチャート

スタート！

下部の「所得税等の確定申告が必要な人」に該当しますか？
- はい → 税務署・役場町民生活課・ｅ-Ｔａｘなどで所得税等の確定申告を行ってください。所得税等の確定申告を行った場合、町・道民税の申告は必要ありません。
- いいえ ↓

令和７年１月１日、下川町に住所（住民登録）がありましたか？
- いいえ → 下川町への申告は必要ありません。（１月１日現在の住所地で申告してください）
- はい ↓

令和６年１月１日から同年12月31日までに収入がありましたか？
- いいえ → ※町・道民税は非課税になるため、町・道民税の申告は必要ありませんが、税証明が必要な場合や国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、高額療養費の自己負担限度額、各種医療費助成制度の区分判定などに所得額などが必要な場合は、税金がかからなくても申告が必要です。
- はい ↓

収入は障害年金・遺族年金・失業給付金などの非課税所得のみですか？
- はい → ※町・道民税は非課税になるため、町・道民税の申告は必要ありませんが、税証明が必要な場合や国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、高額療養費の自己負担限度額、各種医療費助成制度の区分判定などに所得額などが必要な場合は、税金がかからなくても申告が必要です。
- いいえ ↓

どのような収入状況がありましたか？次のA～Cからお選びください。

A公的年金収入がある人
源泉徴収票の扶養人数はあっていますか？
- いいえ → 公的年金収入が 65歳以上148万円以下 65歳未満 98万円以下
  - いいえ → 公的年金などの所得金額と公的年金など以外の所得金額の合計額（合計所得金額）が、個人の町・道民税の非課税限度額以下になる（下表参照）
    - はい → **町・道民税の申告は不要です**
    - いいえ → 扶養控除・生命保険料控除・医療費控除・社会保険料控除などの控除を追加しますか？
      - はい → **町・道民税の申告が必要です**
      - いいえ → **町・道民税の申告は不要です**
  - はい → 公的年金以外に所得がありますか？
    - はい → 扶養控除・生命保険料控除・医療費控除・社会保険料控除などの控除を追加しますか？
      - いいえ → **町・道民税の申告は不要です**
      - はい → **町・道民税の申告が必要です**
- はい → 扶養控除・生命保険料控除・医療費控除・社会保険料控除などの控除を追加しますか？
  - いいえ → **町・道民税の申告は不要です**
  - はい → **町・道民税の申告が必要です**

B給与収入がある人
お勤め先の給与以外に収入がありましたか？
- いいえ → 扶養控除・生命保険料控除・医療費控除・社会保険料控除などの控除を追加しますか？
  - いいえ → **町・道民税の申告は不要です**
  - はい → **町・道民税の申告が必要です**
- はい → **町・道民税の申告が必要です**

Cその他の所得がある人
- はい → 合計所得金額が、個人の町・道民税の非課税限度額以下になる（下記参照）
  - はい → **町・道民税の申告は不要です**
  - いいえ → **町・道民税の申告が必要です**

☆所得税等の確定申告が必要な人

①公的年金などの収入金額のほかに20万円を超える所得がある人、年金収入金額が400万円を超える人や事業所得、不動産所得などがあり、所得税等の納税額がある人｛公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金など以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告不要（ただし、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等の受給者は申告必要）ですが、町・道民税の申告が必要な場合があります｝
②年末調整した給与以外の所得が20万円を超える人
③給与を２か所以上から受けている場合で、年末調整を受けなかった給与の収入金額と給与所得以外の合計金額が20万円を超える人
④源泉徴収された税金や予定納税した税金が納めすぎになっていて還付申告をする人
⑤雑損失や株式の損失など、翌年以降に損失を繰り越したい人 …… など

個人の町・道民税の非課税限度額

本人と扶養親族等の合計人数	65歳以上の人（昭和35年1月1日以前生まれ）		65歳未満の人（昭和35年1月2日以降生まれ）	
	公的年金等の所得と他の所得の合計（合計所得金額）	公的年金等の収入のみの場合（収入金額）	公的年金等の所得と他の所得の合計（合計所得金額）	公的年金等の収入のみの場合（収入金額）
1人	38万円	148万円	38万円	98万円
2人	83万円	193万円	83万円	147万3,334円
3人	111万円	221万円	111万円	184万6,667円

（注１）本人と扶養親族等の合計人数は、扶養親族、同一生計配偶者、本人の合計人数です。
本人と扶養親族等の合計人数が４人以上の場合は、町民生活課までお問い合わせください。
（注２）障がい者、未成年者、寡婦又は、ひとり親に該当する人は、非課税限度額の合計所得金額は135万円です。

▼注意点など

今回の申告により令和7年度住民税額が決定するのは、給与特別徴収の人（住民税を給与天引きされる方）が5月上旬頃、それ以外の人（住民税を納付書払い若しくは口座振替払い、年金特別徴収で天引きされる人）は6月上旬頃になります。なお、申告されていない収入等を確認した場合、それを加えて計算するため、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

申告会場の混雑を緩和するため、入場には入場整理券が必要となります。入場整理券は、申告会場前で配布しています。

また、来場せずに、自宅で申告書を作成し、郵送等（第一種郵便（封書）又は信書便）で提出することもできます。

確定申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。申告用紙の送付を希望される人は、名寄税務署へご連絡ください。

確定申告書等を郵送等により提出する場合は、こちらにお願いします。

〒078-8507
旭川市宮前1条3丁目3番15号
旭川合同庁舎
札幌国税局業務センター旭川分室

住民税の申告書の作成は、役場町民生活課税務係へご連絡ください。申告用紙を送付いたしますので、必要事項を記載し、必要書類を添付の上、町へ提出してください。申告用紙は、下川町ホームページからダウンロード・印刷をしてご使用いただくこともできます。

住民税の申告書を郵送等により提出する場合は、こちらにお願いします。

〒098-1206
上川郡下川町幸町63番地
下川町役場
町民生活課税務係

今回の申告に際し、「下川町公式ＬＩＮＥ」による予約が可能になりました。

下川町公式ＬＩＮＥからメニューを開くを押して、申請・申込から予約できます。

●予約受付開始日
令和7年2月3日（月）

●予約可能期間
令和7年2月17日（月）から令和7年3月14日（金）まで

1日の受付時間を5つの時間帯で分けており、各時間帯1名のみの先着順となっておりますので、了承ください。

■お問い合わせ
町民生活課税務係
☎4-2511内線114
☆4-2511103

税のお知らせ

名寄税務署からのお知らせ【確定申告をされる方へ】

名寄税務署では、次のとおり確定申告会場を開設します。

申告書の作成には時間がかかりますので、なるべくお早めにお越しください。

■開設期間
2月17日（月）～3月17日（月）
（土・日・祝日除く。）

■受付時間
午前9時から午後4時まで

■確定申告会場
名寄税務署　2階会議室
名寄市西1条北1丁目11番地

2月14日（金）以前は、確定申告会場を開設しておりません。

確定申告会場の混雑を緩和するため、入場には入場整理券が必要となります。

入場整理券の取得方法は、①ＬＩＮＥで来場希望日等を選択して取得、②会場で当日分の整理券を取得の2つがあります。

詳しくは、国税庁ホームページ「名寄税務署」をご確認ください。

入場整理券の配布状況により、早めに整理券の配付を終了する場合があります。

駐車場が狭く、混雑が想定されますので、公共交通機関等をご利用ください。

【「確定申告書等作成コーナー」のご案内】

感染防止の観点からも、申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を是非、ご利用ください。

また、「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンやタブレットでも所得税の確定申告書の作成ができます。

確定申告書等を郵送等（第一種郵便（封書）又は信書便）により提出する場合は、こちらにお願いします。

〒078-8507
旭川市宮前1条3丁目3番15号
旭川合同庁舎
札幌国税局業務センター旭川分室

■お問い合わせ
名寄税務署
☎01654-2-2157

お知らせ

戸籍の証明書について

本籍地が遠くにある方でも最寄りの市区町村の窓口に請求できます

これまで、必要な戸籍証明書を請求するには、その本籍地の窓口か、郵送で請求する必要がありました。

現在、全部事項証明（謄本）については、最寄りの市区町村の窓口1カ所で、請求できますので、ご利用ください。

【請求のポイント】

●システム化に対応していない一部の戸籍・除籍を除きます。また、一部事項証明書、個人事項証明書（戸籍抄本）は請求できません。

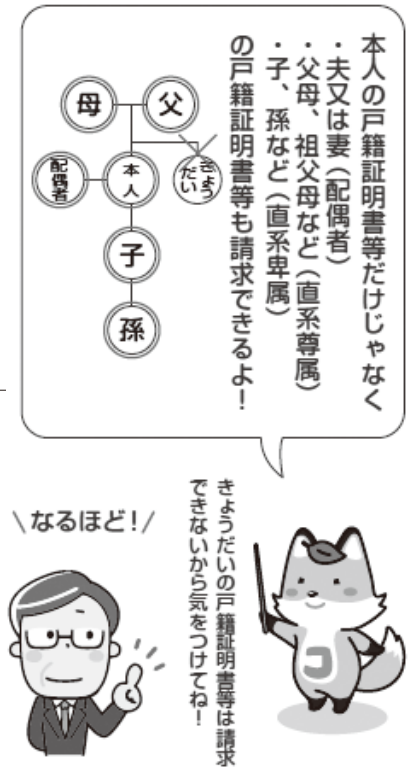
●戸籍の附票の写し、戸籍諸証明（身分証明書、独身証明書等）は広域交付の対象外です。

●戸籍証明書等を請求できる方が、市区町村の窓口にお越しになって請求する必要があります。（郵送や代理人による請求はできません。）

●窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書（運転免許証かマイナンバーカード）の提示が必要です。

●コンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません。

また、請求できる戸籍証明書は、左図のとおり、夫または妻、父母や祖父母など直系尊属、子や孫などの直系卑属となっています。



■お問い合わせ
町民生活課　総合窓口係
☎4-2511
内線116・117

お知らせ

生活・仕事相談会を開催します

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。【要事前予約】

■開催日時
2月4日（火）
3月11日（火）
①午前10時～午前10時50分
②午前11時～午前11時50分
の2回

■開催場所
総合福祉センター「ハピネス」

■申込期限
開催日前日の午後3時までに電話、FAX、メールで予約してください。

■相談料　無料

■相談先・実施主体
自立相談支援事業所
「かみかわ生活あんしんセンター」
〒078-8231
旭川市豊岡1条2丁目1-16
☎0166-38-8800
FAX0166-33-0021
メール
anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

相談開始時間確認等のため、センターより電話連絡することがあります。



皆様から寄付をいただきました。ありがとうございます。（敬称略）
12月16日～1月15日受領分

・下川町に
一般事業として
千田　洋一（東京都）

青少年健全育成事業として
岩下　　篤（千葉県）

・社会福祉協議会に
生前のご交誼に謝して
札幌市　小林　　広（亡母）
上名寄　古屋香代子（亡夫）

運転免許証更新時講習
（２月６日から３月６日まで）

駅前交流プラザ「よろーな」会場

■違反運転者講習（２時間）
２月６日（木）午後２時

■初回更新者講習（２時間）
３月６日（木）午後２時

■一般運転者講習（１時間）
２月６日（木）午後５時30分
２月20日（木）午後２時
３月６日（木）午後５時30分

■優良運転者講習（30分）
２月６日（木）午後７時
２月20日（木）午後２時
３月６日（木）午後１時

下川交通防犯センター会場

■優良運転者講習（30分）
３月３日（月）午後１時

令和7･8年度建設工事等入札参加資格申請の受付について

町では、令和７・８年度に町が発注する建設工事、測量業務、設計業務、調査業務、施設維持管理業務、物品購入等の競争入札へ参加を希望する際の申請を次のとおり受け付けています。

なお、令和５・６年度に申請している場合も再申請が必要となります。

■申請方法
原則、インターネットによる電子申請となります。
詳細については、町ホームページをご覧願います。
なお、インターネット環境がない場合等、不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

■受付期間
１月２０日（月）～２月１４日（金）

■受付場所・問い合わせ先
総務企画課　行財政係
☎4-2511内線223・225　☆4-251101

2025年度労働基準監督官採用試験の実施について

インターネット受付期間
2月20日(木)～3月24日(月)[受信有効]
https://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/sennmonnsyoku_daisotsu/rouki/rouki_daisotu.html

受験資格
(1)1995(平成7)年4月2日～2004(平成16)年4月1日生まれの者
(2)2004(平成16)年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
①大卒(短期大学を除く。)を卒業した者及び2026(令和8) 年3月までに大学を卒業する見込みの者
②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

第１次試験
2025年5月25日(日)

第２次試験
2025年7月8日(火)～7月11日(金)の指定された日

お問い合わせ
北海道労働局総務部総務課人事第一係
☎011-709-2311 内線 3508
〒060-8566　札幌市北区北8条西2丁目1番1　札幌第1合同庁舎9階
又は最寄りの各労働基準監督署(支署)

図書室だより

☎4-2511内線519

※ご利用いただける時間は午前１０時～午後６時までです。
※１１日（火）・２３日（日）は祝日のため、２４日（月）は振替休日のためお休みです。
※図書室にある本や新しく入った本はご自宅のインターネットからも検索できます。
＊アドレス　https://ilisod007.apsel.jp/lib-shimokawa/
※図書室にあるインターネットに接続のパソコン（1台）もご利用いただけます。

今月のオススメ本

『からだにやさしい麹こんだて』



阿部　かなこ／著
大和書房

いいことがいっぱいの麹。調味料として使えば保存がきくうえにたくさんの調味料を使わずにおいしい味に。食べるだけで悪玉菌が減り腸内環境がよくなる。麹料理試してみては。

『たぶん、なんとかなるでしょう。続』

一般書



堀川　真／著
福音館書店

絵本作家が描く子育てコミックエッセイ。北海道在住の４人家族のリアルなドタバタを描いています。

図書室に新しく入った本

『しずくちゃん　42　おとぎばなしプリンセス』

児童書



ぎぼ　りつこ／作・絵
岩崎書店

もしも、しずくの森がおとぎばなしの世界になったらどうなるかな？ようせいたちが人魚ひめ、かぐやひめ、おやゆびひめになっちゃった。

この他にもたくさんあります。



戸籍の窓口（敬称略）

（12月16日～1月15日受付）

お悔み申し上げます

住所	氏名	年齢
上名寄	古屋　忠美	85歳
南町	滝吉　アサ	91歳
南町	布施　昇	82歳
上名寄	岩見　正光	99歳

編集後記

新しい年を迎えたと思ったら、もう2月になります。

今年は「規則正しく健康的に過ごす」ことを目標にしましたが、お正月は家でゴロゴロすることが多く、運動もせず、美味しものを食べ過ぎてしまい、やや太り気味です。

2月号では、「はたちを祝うつどい」を取材させていただきました。若いっていいなぁと思いつつ、上名寄郷土芸能や渓流太鼓の演奏もあり、なごやかな雰囲気で行われていました。私も数十年前に成人式で二十歳を祝っていただきましたが、二十歳の頃は、携帯電話もまだ普及していない時代で、電話はテレフォンカード、ドライブには地図を持って出かけた時代を懐かしく思います。

今月は毎年恒例イベント「アイスキャンドルミュージアム」が開催されます。これまで携帯電話でアイスキャンドルを撮影したことはありますが、広報用のカメラでの撮影は初めてなので、少し不安なところもあります。来月号でどのような写真になっているか楽しみにしていてください。

2024年12月末現在
人の動き（　）は前月比

■人口	2,836	（― 6）
男	1,365	（― 2）
女	1,471	（― 4）
■世帯	1,597	（― 3）
出生	1	死亡　7
転入	4	転出　4

交通事故死ゼロ日数
3491日

まちのカレンダー

◎日程や場所などが変更になる場合があります。
　ご利用、お申込みの際は、必ず担当にご確認ください。
◎紙面の都合上行事や施設の名称を省略しています。
◎会議は一般の人が傍聴できるものを掲載しています。

◎あそびの広場：就学前の乳幼児と保護者の交流の場です。
◎0歳児あそびの広場：0歳児と保護者の交流の場です。
※いずれも場所は認定こども園「こどものもり」です。
◎町立病院夜間診療：受付は18:30までです。



日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
2	3	4 乳幼児予防接種 13:00	5 乳児相談(6～7か月児) 9:30	6 あそびの広場　10:00	7 献血　9:00	8 第51回 アイスキャンドル ミュージアム
9 第51回 アイスキャンドル ミュージアム	10	11	12 0歳児あそびの広場 10:00	13 あそびの広場　10:00 町立病院夜間診療	14	15
16	17 所得税等確定申告 (3/17まで) 五味温泉休館日	18 乳幼児予防接種 13:00 巡回無料法律相談 13:15	19	20 あそびの広場　10:00	21 高齢者運転免許自主 返納相談会　10:00	22 第51回下川ジャンプ大会 兼第12回スズキ杯ジュニ アジャンプ大会　10:00
23	24	25 乳幼児予防接種 13:00	26 0歳児あそびの広場 10:00	27 あそびの広場　10:00 町立病院夜間診療	28 固定資産税・国民健康 保険税・後期高齢者医 療保険料・介護保険料 第4期納付期限	1 下川商業高校卒業証書 授与式
2	3	4 乳幼児予防接種 13:00	5 0歳児あそびの広場 10:00 乳児健診 13:15	6 あそびの広場　10:00	7 乳児相談 (9～10か月児)9:30	8

【編集・発行】　下川町役場総務企画課
企画調整係
〒098-1206 北海道上川郡下川町幸町63番地
☎01655-4-2511　☆4-251102　FAX 01655-4-2517
URL https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp
E-mail s-koho@town.shimokawa.hokkaido.jp